

第3節 災害の想定

第1 想定災害

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市構造等の社会的条件並びに過去において発生した各種災害の経験を勘案し、発生し得るべき災害を想定し、これを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

- 1 地震災害
- 2 風水害
- 3 鉄道災害
- 4 道路災害
- 5 危険物等災害
- 6 高層建築物
- 7 林野火災

第2 地震被害想定

大阪府は、府域及びその周辺地域に分布する活断層のうち、府域に大きな影響を及ぼすと考えられる活断層による直下型地震と海溝型地震による被害を想定した。

1 想定地震

直下型地震 上町断層系
生駒断層系
有馬高槻構造線
中央構造線

海溝型地震 南海トラフ

2 想定地震発生時の条件

- ・季節、時間 冬の夕刻、平日午後6時頃
- ・気象条件 晴れ、平均風速2.4m / s

3 大阪府の被害想定に基づく本市における想定結果

想定地震	上町断層系	生駒断層系	有馬高槻構造線	中央構造線	南海トラフ
地震の規模	マグニチュード (M) 6.6~7.3	マグニチュード (M) 6.5~7.2	マグニチュード (M) 6.9~7.6	マグニチュード (M) 7.2~7.8	マグニチュード (M) 8.4
	計測震度 5弱~6強	計測震度 4~5弱	計測震度 4~5弱	計測震度 5弱~6弱	計測震度 5弱~5強
建物全半壊棟数	全壊 2,118棟 半壊 6,728棟	全壊 1棟 半壊 265棟	全壊 0棟 半壊 27棟	全壊 49棟 半壊 1,524棟	全壊 9棟 半壊 991棟
出火件数	6(8)件	1(1)件	0(0)件	2(2)件	2(3)件

死傷者数	死者 63人 負傷者 1,927人	死者 3人 負傷者 45人	死者 3人 負傷者 7人	死者 14人 負傷者 276人	死者 3人 負傷者 163人
罹災者数	31,528人	981人	94人	4,003人	3,212人
避難所生活者数	9,218人	287人	27人	1,170人	939人
ライフライン	停電	0軒	0軒	0軒	0軒
	ガス供給停止	37,000戸	25,000戸	0戸	0戸
	水道断水	25～50%	25%以下	25%以下	25～50%
	電話不通	39,000世帯	0世帯	0世帯	6,000世帯

出火件数は1日間の合計値。()内は3日間の合計値

第3 東南海・南海地震防災対策推進地域

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）が制定され、法第3条の規定に基づき、平成15年12月17日に1都2府18県652市町村が東南海・南海地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）として指定された。大阪府では、本市をはじめ30市7町1村（平成15年12月17日時点の行政区画）が推進地域に指定された。

なお、推進地域の指定基準は、次のとおりであるが、本市は震度に関する基準に該当する。

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上となる地域を基準とする。

(2) 津波に関する基準

海岸での津波の高さ、陸上での津波の浸水深、海岸堤防の整備状況を考慮し、次の条件を満たす地域とする。

- ・「大津波」(3m以上)もしくは満潮時に陸上の浸水深が2m以上の津波が予想される地域のうち、これらの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 推進地域の指定単位について

防災対策の基礎単位でもある市町村単位とする。

なお、市町村の一部地域について、著しい被害が生ずるおそれがある場合については、指定の単位は市町村単位とするが、対策については、各市町村の中で予想される被害に合わせた対応とすることも必要である。

(4) 防災体制の確保等の観点からの指定について

周辺の市町村が連携することによってはじめて的確な防災体制をとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。

また、過去に発生した東南海・南海地震等で、特殊な地形の条件等により実際に大きな被害を受けた地域については、次の東南海・南海地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。